

岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材料費の物価高騰の影響を受けている利用者及び事業者の負担を軽減するため、岡山市高齢者等配食サービス事業（まごころ給食）実施要綱（平成29年4月1日施行）及び岡山市一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業（ひまわり給食）実施要綱（平成7年10月13日施行）に基づく事業（以下「支援事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において岡山市給食サービス事業食材費等支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。
2 この要綱において配食実績とは、岡山市高齢者等配食サービス事業（まごころ給食）実施要綱第9条及び岡山市一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業（ひまわり給食）実施要綱第11条における利用の決定を受けた利用者に配食を行った食数をいう。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金を受けることができる者は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、支援事業を行っており、かつ申請時点で同事業を継続している者とする。

(支援金の支給)

第4条 1 事業者あたりの支援金の支給回数は、1回限りとする。
2 前項の規定による支援金の支給は、令和7年4月1日から令和7年7月31日までの間に行う。

(支給条件)

第5条 支援金は、次の各号に掲げる条件に全て同意する場合に支給する。
(1) 支給した支援金は、全額を食材料費の物価高騰に係る経費に充当すること。
(2) 令和8年3月31日まで、支援事業を継続すること。なお、災害や感染症の発生等による事業者の責めに帰すべき事由以外の事由で支援事業を休止等した場合は、この限りでない。

(支給金額)

第6条 支援金の支給額は、支援事業における令和6年4月分から令和7年3月分までの配食実績に1食あたり18円を乗じて得た金額とする。
2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請受付期間)

第7条 支援金に係る申請受付期間は、令和7年4月1日から令和7年5月31日までとする。

る。

(申請及び請求の方法)

第8条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は岡山市給食サービス事業食材費等支援金申請書兼請求書（様式第1号）を前条に規定する申請受付期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、市長が必要と認めるときは、前項の規定による書類の提出に併せて、市長が指定する方法により支援金の請求に係る情報を市長に提出しなければならない。
- 3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、支援金の支給の適否を決定する。

- 2 市長は、支援金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を岡山市給食サービス事業食材費等支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、支給することを決定した場合は速やかに支援金を支給するものとする。
- 3 市長は、審査の結果、支援金を支給することが適当でないと認めたときは、岡山市給食サービス事業食材費等支援金不支給決定通知書（様式第3号。（以下「不支給決定通知書」という。））により申請者に通知する。
- 4 市長は、関係書類の不備により振込不能等があり、市が申請者へ連絡・確認等に努めたにもかかわらず、申請書の提出から60日間経過した日又は令和7年6月30日のいずれか早い日までに関係書類の補正等が行われなかった場合、その他申請者の責めに帰すべき事由により支援金を支給できないと認めるときは、不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により支援金が支給されることが決定したもの（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、当該受給者に対して岡山市給食サービス事業食材費等支援金返還決定通知書兼返還命令書（様式第4号）により通知するとともに、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金等)

第12条 支給を受けた受給者は第10条に定める事由による取り消しを受けた場合において、前条の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年利10.95パーセントの割合で算出した加算金を市に納付しなければならない。

2 支給を受けた受給者が、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で算出した延滞金を市に納付しなければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、受給者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の立入検査等の結果、必要があると認めるときは、受給者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第14条 受給者は、支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ支援金の支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第15条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分（令和6年度の繰越分）の支援金から適用する。

岡山市給食サービス事業食材費等支援金申請書兼請求書

年 月 日

岡 山 市 長

所在地
申請者 事業者等名
代表者名
（署名（代表者署名）又は記名押印（代表者押印））

令和7年度において、標記の支援金の支給を受けたいので、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請及び請求します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 申請金額 _____円

2 申請金額の内訳
_____食×支給単価1食あたり 円=_____円

3 入金先口座

(フリガナ)		金融機関コード	
金融機関名			
(フリガナ)		支店コード	
支店名			
預金種目		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

岡山市給食サービス事業食材費等支援金支給決定通知書

岡山市指令第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の支援金の支給については、下記のとおり支給決定しましたので、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

岡 山 市 長

記

1 支援金名

岡山市給食サービス事業食材費等支援金

2 支給額

円

3 支給予定時期

年 月

4 支給の条件

- (1) 支給した支援金は、全額を食材料費の物価高騰に係る経費に充当すること。
- (2) 令和8年3月31日まで、支援事業を継続すること。なお、災害や感染症の発生等による事業者の責めに帰すべき事由以外の事由で支援事業を休止等した場合は、この限りでない。

様式第3号（第9条第3項及び第4項関係）

岡山市給食サービス事業食材費等支援金不支給決定通知書

岡山市指令第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の支援金の支給については、下記のとおり不支給決定しましたので、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第9条第3項及び第4項の規定により、通知します。

年 月 日

岡 山 市 長

記

1 不支給決定理由

様式第4号（第11条関係）

岡山市給食サービス事業食材費等支援金返還決定通知書兼返還命令書

岡山市指令第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の支援金の支給については、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり決定したので通知し、返還を命じます。

年 月 日

岡山市長

記

1. 返還金額 円
2. 返還事由
3. 返還期限
4. 返還方法